

厚岸町選挙管理委員会告示第80号

地方自治法第74条第4項及び同法第75条第5項に定める50分の1の数、同法第76条第4項、同法第80条第4項、同法第81条第2項及び同法第86条4項に定める3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項に定める6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年9月2日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室 美 津 雄



記

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 50分の1の数 | 168人 (167. ⁷⁰) |
| 2 | 3分の1の数 | 2,795人 (2,795. ⁰⁰) |
| 3 | 6分の1の数 | 1,398人 (1,397. ⁵⁰) |